

(写)

龍ヶ崎市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月30日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第42号

龍ヶ崎市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例  
龍ヶ崎市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例（平成24年龍ヶ崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(回収金の返還を受ける権利の放棄)</p> <p>第3条 市長は、あらかじめ保証協会から損失補償金寄託契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合において、当該申出が第1号に掲げるものに対して行う求償権の不等価譲渡に係るもの又は第2号から第9号までに掲げる計画のいずれかに基づく求償権の放棄等に係るものであり、かつ、当該不等価譲渡又は当該計画が当該申出に係る求償権の債務者である中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収金の返還を受ける権利の全部又は一部を放棄することができる。</p> <p>(1) } 省略</p> <p>(7) }</p> <p>(8) 産業競争力強化法第2条第21項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第22項に規定する特定認証紛争解決手続により成立した再生に関する計画</p> <p>(9) 省略</p>	<p>(回収金の返還を受ける権利の放棄)</p> <p>第3条 市長は、あらかじめ保証協会から損失補償金寄託契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等の申出を受けた場合において、当該申出が第1号に掲げるものに対して行う求償権の不等価譲渡に係るもの又は第2号から第9号までに掲げる計画のいずれかに基づく求償権の放棄等に係るものであり、かつ、当該不等価譲渡又は当該計画が当該申出に係る求償権の債務者である中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権に係る回収金の返還を受ける権利の全部又は一部を放棄することができる。</p> <p>(1) } 省略</p> <p>(7) }</p> <p>(8) 産業競争力強化法第2条第20項に規定する特定認証紛争解決事業者が行う同条第21項に規定する特定認証紛争解決手続により成立した再生に関する計画</p> <p>(9) 省略</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。